

終活相談付き みんなの葬儀保険

《ひとの保険・葬儀費用保障条項／葬儀費用保障条項（限定告知型）》

重要事項説明書・普通保険約款



みんなの 葬儀保険 《告知型》



みんなの 葬儀保険 《限定告知型》

- 「終活相談付き みんなの葬儀保険」は、ひとの保険・葬儀費用保障条項／葬儀費用保障条項（限定告知型）のペットネームです。
- 「終活相談付き みんなの葬儀保険」には、次の2つのタイプがあります。
 - A. 告知型：リーズナブルな保険料で死亡保障を準備できるタイプ
 - B. 限定告知型：保険料は「告知型」に比較し割高になりますが、持病があり「告知型」にご加入いただけない方もご加入できるタイプ
- 「重要事項説明書」は、「ひとの保険」普通保険約款の中で特に大切な事柄やご注意いただきたいことなどをご説明したものです。
- 「普通保険約款」は、ご契約内容を記載したもので重要な事柄が定められています。「重要事項説明書」の説明と合わせてご確認ください。
なお、お客さまのご契約内容によって適用される普通保険約款が異なります。
 - 【A. 告知型にご加入される場合】
ひとの保険・普通保険約款＜基本条項＞および＜保障条項（葬儀費用）＞
 - 【B. 限定告知型にご加入される場合】
ひとの保険・普通保険約款＜基本条項＞および＜保障条項（葬儀費用・限定告知型）＞

— 目次 —

○重要事項説明書

契約概要	P. 1
I. 商品の仕組み（概要等）	P. 1
II. 保障の内容等	P. 4
注意喚起情報	P. 5
個人情報の取扱い	P. 6

○普通保険約款

<基本条項>

第 1 条	（用語の定義）	P. 7
第 2 条	（保険期間および申込の承諾）	P. 7
第 3 条	（保険金の支払）	P. 7
第 4 条	（保険金を支払わない場合）	P. 7
第 5 条	（保険料の払込方法、領収日および領収証不発行）	P. 8
第 6 条	（保険料の払込期日と保険契約の無効または失効）	P. 8
第 7 条	（保険料の払込猶予期間と保険契約の無効または失効）	P. 8
第 8 条	（保険契約の更新）	P. 8
第 9 条	（告知義務）	P. 9
第 10 条	（告知義務違反による解除）	P. 9
第 11 条	（告知義務違反による解除をしない場合）	P. 9
第 12 条	（詐欺による取消および不法取得目的による無効）	P. 9
第 13 条	（重大事由による解除）	P. 9
第 14 条	（契約者および被保険者の変更）	P. 9
第 15 条	（契約者、被保険者または保険金受取人の登録情報の変更）	P. 10
第 16 条	（プラン変更）	P. 10
第 17 条	（保険料の払込方法（回数・経路）の変更）	P. 10
第 18 条	（保険契約の解約）	P. 10
第 19 条	（被保険者の死亡による保険契約の消滅）	P. 10
第 20 条	（保険契約の解除、解約、消滅による保険料の返還または請求）	P. 10
第 21 条	（年齢の計算および年齢または性別誤りの処理）	P. 10
第 22 条	（保険金の請求手続）	P. 10
第 23 条	（保険金の支払時期）	P. 11
別表 1		P. 11
別表 2		P. 11
第 24 条	（保険金の代理請求）	P. 11
第 25 条	（保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額、保険金の削減払）	P. 11
第 26 条	（時効）	P. 11
第 27 条	（管轄裁判所および準拠法）	P. 11

<保障条項（葬儀費用）> P. 12

第 1 条	（保険金を支払う場合および支払う保険金の額ならびに保険金の支払時期）
第 2 条	（死亡保険金受取人の変更）
第 3 条	（遺言による死亡保険金受取人の変更）
第 4 条	（死亡保険金受取人死亡時の代表者）
第 5 条	（保険金直接支払特則）
第 6 条	（準用規定）

<保障条項（葬儀費用・限定告知型）> P. 13

第 1 条	（保険金を支払う場合および支払う保険金の額ならびに保険金の支払時期）
第 2 条	（死亡保険金受取人の変更）
第 3 条	（遺言による死亡保険金受取人の変更）
第 4 条	（死亡保険金受取人死亡時の代表者）
第 5 条	（保険金直接支払特則）
第 6 条	（準用規定）

別表 3	P. 14
------	-------

終活相談付き みんなの葬儀保険 重要事項説明書

《ひとの保険・葬儀費用保障条項／葬儀費用保障条項（限定告知型）》

この書面は、保険契約に関する内容のうち、特にご確認いただきたい事項（契約概要・注意喚起情報・個人情報の取扱い）を記載しています。ご契約の前に必ずご一読のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

なお、この書面は、保険契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ひとの保険 普通保険約款」をあわせてご参照願います。また、被保険者が契約者と異なる場合には、この書面の記載内容を、被保険者の方にもご説明願います。

契約概要

この「契約概要」は、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要となる事項についてわかりやすく記載したものです。

ご確認ください！

- ・この保険は、被保険者がお亡くなりになられた際に保険金をお支払いします。ご自身の葬儀費用を準備したい等のご意向に沿った保険です。
- ・この保険には、健康状態が比較的良好な方がリーズナブルな保険料でご加入できる「告知型」と、保険料は「告知型」に比較し割高になりますが、持病があり「告知型」にご加入いただけない方もご加入できる「限定告知型」があります。

I. 商品の仕組み（概要）等

この保険は、被保険者が万一、お亡くなりになられた際に保険金をお支払いする1年契約（更新型）の生命保険です。

告知型は『葬儀費用保障条項』が、限定告知型は『葬儀費用保障条項（限定告知型）』が適用されます。

A. 告知型	B. 限定告知型
お申込みに際して以下の項目について、告知していただきます。 ・「体格（身長・体重）」「職業」「現在の健康状態および過去6か月・過去5年以内の傷病歴（既往症）」 健康状態が比較的良好な方向けで、『限定告知型』よりも低廉な保険料でご加入いただけます。	お申込みに際して、「現在の健康状態」の1項目のみを告知していただきます。保険料は『告知型』に比較し割高になりますが、持病があり、『告知型』にご加入いただけない方もご加入いただけます。ただし、「初年度契約の保険始期日から90日以内の疾病による死亡」は保障対象外となります。

1. 保険の対象となる方（被保険者）および加入制限等

被保険者	保険始期日時時点で40歳以上84歳以下の日本国内在住の方が対象となります。（更新契約については、更新日時時点の満年齢が99歳の方までお引き受けいたします。） なお、インターネットを通じてのお申し込みの場合、被保険者は契約者と同一の方に限ります。
加入制限	同一被保険者につき、保険期間の重複する複数契約のお申し込みはいただけません。

※被保険者と異なる契約者および死亡保険金受取人についても、日本国内在住の方に限らせていただきます。

2. 保険期間

保険期間は1年です。

3. 保障が開始される日（保険始期日）

- 毎月15日の申込締切日（契約申込書でのお申込みの場合、当日消印有効）までに当社（アイアル少額短期保険）または取扱代理店にご契約を申し込み、当社が承諾した場合、翌月1日の保険始期日より保障が開始されます。
『限定告知型』の場合、「初年度契約の保険始期日からその日を含めて90日以内の疾病による死亡」は保障対象外となります（お支払いいただいた保険料を返還します）。
- 当社における承諾可否の判断の結果、承諾の場合は契約者あてに保険証券を送付またはメール送信します。また、不承諾の場合にはその旨を契約者に通知します。

4. 保険料および払込方法＜回数・経路＞ならびに払込ができなかった場合の取扱い等

- 保険料は「告知型／限定告知型」「死亡保険金額（プラン）」「被保険者の性別・年齢区分」および「保険料の払込方法（回数）＜月払／一時払（年払）＞」の別により、次ページ以降に記載の＜保険料表＞のとおりとなります。
（注1）保険料は、保険始期日（更新契約は更新日）時点の被保険者の満年齢で決定し、5歳刻みで変動（上昇）します。
（注2）85歳以降は更新契約のみお引き受けいたします。
（注3）表中「－」と表示されている年齢区分については、月払のお取扱いはありません（一時払（年払）でお申し込みください）。

【男性】

(単位：円)

年齢区分	30万円		50万円		100万円		150万円		200万円	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
40-44歳	—	1,920	—	2,280	—	3,240	—	4,080	—	5,040
45-49歳	—	2,400	—	3,000	—	4,560	520	6,240	650	7,800
50-54歳	—	3,000	—	4,080	570	6,840	790	9,480	1,020	12,240
55-59歳	—	4,200	500	6,000	870	10,440	1,250	15,000	1,630	19,560
60-64歳	490	5,880	740	8,880	1,360	16,320	1,970	23,640	2,590	31,080
65-69歳	690	8,280	1,070	12,840	2,030	24,360	2,980	35,760	3,940	47,280
70-74歳	980	11,760	1,560	18,720	2,990	35,880	4,430	53,160	5,860	70,320
75-79歳	1,480	17,760	2,380	28,560	4,640	55,680	6,900	82,800	9,160	109,920
80-84歳	2,530	30,360	4,140	49,680	8,150	97,800	12,160	145,920	16,170	194,040
85-89歳	4,380	52,560	7,210	86,520	14,290	171,480	21,370	256,440	28,460	341,520
90-94歳	7,280	87,360	12,040	144,480	23,950	287,400	35,860	430,320	47,770	573,240
95-99歳	11,050	132,600	18,330	219,960	36,510	438,120	54,700	656,400	72,890	874,680

(注) 85歳以降は、更新契約のみお引き受けいたします。

【女性】

(単位：円)

年齢区分	30万円		50万円		100万円		150万円		200万円	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
40-44歳	—	1,800	—	2,040	—	2,640	—	3,240	—	3,840
45-49歳	—	2,040	—	2,400	—	3,360	—	4,320	—	5,280
50-54歳	—	2,400	—	3,000	—	4,560	510	6,120	630	7,560
55-59歳	—	2,760	—	3,600	490	5,880	670	8,040	850	10,200
60-64歳	—	3,360	—	4,680	650	7,800	920	11,040	1,190	14,280
65-69歳	—	4,200	510	6,120	890	10,680	1,280	15,360	1,670	20,040
70-74歳	—	5,760	730	8,760	1,330	15,960	1,940	23,280	2,550	30,600
75-79歳	750	9,000	1,160	13,920	2,200	26,400	3,240	38,880	4,280	51,360
80-84歳	1,330	15,960	2,140	25,680	4,160	49,920	6,180	74,160	8,190	98,280
85-89歳	2,540	30,480	4,150	49,800	8,180	98,160	12,210	146,520	16,240	194,880
90-94歳	4,880	58,560	8,050	96,600	15,970	191,640	23,890	286,680	31,810	381,720
95-99歳	8,700	104,400	14,410	172,920	28,680	344,160	42,960	515,520	57,230	686,760

(注) 85歳以降は、更新契約のみお引き受けいたします。

B. 限定告知型

保険料表

【男性】

(単位：円)

年齢区分	30万円		50万円		100万円		150万円		200万円	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
40-44歳	—	4,920	600	7,200	1,070	12,840	1,550	18,600	2,020	24,240
45-49歳	490	5,880	740	8,880	1,370	16,440	1,990	23,880	2,610	31,320
50-54歳	600	7,200	910	10,920	1,710	20,520	2,500	30,000	3,290	39,480
55-59歳	750	9,000	1,170	14,040	2,210	26,520	3,250	39,000	4,300	51,600
60-64歳	1,080	12,960	1,720	20,640	3,320	39,840	4,910	58,920	6,510	78,120
65-69歳	1,580	18,960	2,550	30,600	4,980	59,760	7,410	88,920	9,840	118,080
70-74歳	2,220	26,640	3,620	43,440	7,110	85,320	10,600	127,200	14,090	169,080
75-79歳	3,280	39,360	5,380	64,560	10,630	127,560	15,890	190,680	21,140	253,680
80-84歳	5,370	64,440	8,870	106,440	17,610	211,320	26,350	316,200	35,090	421,080
85-89歳	8,660	103,920	14,350	172,200	28,570	342,840	42,780	513,360	57,000	684,000
90-94歳	13,300	159,600	22,070	264,840	44,000	528,000	65,940	791,280	87,870	1,054,440
95-99歳	18,160	217,920	30,170	362,040	60,190	722,280	90,200	1,082,400	120,220	1,442,640

(注) 85歳以降は、更新契約のみお引き受けいたします。

【女性】

(単位：円)

年齢区分	30万円		50万円		100万円		150万円		200万円	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
40-44歳	—	4,080	—	5,760	850	10,200	1,210	14,520	1,570	18,840
45-49歳	—	4,560	550	6,600	970	11,640	1,390	16,680	1,820	21,840
50-54歳	—	5,400	670	8,040	1,220	14,640	1,770	21,240	2,320	27,840
55-59歳	520	6,240	780	9,360	1,440	17,280	2,100	25,200	2,750	33,000
60-64歳	660	7,920	1,020	12,240	1,920	23,040	2,810	33,720	3,710	44,520
65-69歳	880	10,560	1,380	16,560	2,640	31,680	3,910	46,920	5,170	62,040
70-74歳	1,230	14,760	1,970	23,640	3,830	45,960	5,680	68,160	7,530	90,360
75-79歳	1,900	22,800	3,080	36,960	6,040	72,480	9,000	108,000	11,960	143,520
80-84歳	3,280	39,360	5,390	64,680	10,650	127,800	15,910	190,920	21,170	254,040
85-89歳	5,880	70,560	9,710	116,520	19,290	231,480	28,870	346,440	38,450	461,400
90-94歳	10,330	123,960	17,120	205,440	34,100	409,200	51,080	612,960	68,070	816,840
95-99歳	16,430	197,160	27,290	327,480	54,440	653,280	81,590	979,080	108,730	1,304,760

(注) 85歳以降は、更新契約のみお引き受けいたします。

(2) 保険料の払込方法（経路）は、「クレカ払」または「口座振替」のいずれかとし、当社が保険料を領収したとみなす日（「領収日」）は、下表のとおりとなります（ただし、インターネットを通じてのお申し込みの場合、「クレカ払」に限ります）。

保険料払込経路	領収日
クレカ払	当社が契約者のクレジットカードで決済できることを確認できた日（オーソリゼーション取得日）
口座振替	契約者の指定する口座より振り替えられた日（通常は27日。金融機関休業日は翌営業日）

(3) 保険料の払込方法（回数）は、「月払」または「一時払（年払）」のいずれかとし、「払込期日」「払込猶予期間」は下表のとおりとなります。

保険料払込回数	払込期日	左記払込期日までに保険料の払込がない場合の取扱い
月払	<p>①初回保険料： 保険始期日の属する月の末日までにお支払いいただきます。</p> <p>②第2回以後保険料： 契約応当日*の属する月の末日までにお支払いいただきます。</p> <p>*「契約応当日」とは、保険期間中に迎える毎月の保険始期日に対応する日をいいます。</p>	<p>左記「払込期日」の翌月末日までの1か月間の「払込猶予期間」があります。なお、猶予期間内に未払込保険料の払い込みがないときの保険契約は以下の取扱いとなります。</p> <p>①初回保険料： 保険契約は無効となり、支払事由が発生しても保険金を支払いません。</p> <p>②第2回以後保険料： 保険契約は払込猶予期間満了日の翌日に失効し、復活することはできません。猶予期間中に支払事由が発生した場合は、すでに到来している未払込保険料の払い込みを確認してから保険金を支払います。</p>
一時払（年払）	保険始期日の属する月の末日までにお支払いいただきます。	左記「払込期日」の翌月末日までの1か月間の「払込猶予期間」があります。なお、猶予期間内に未払込保険料の払い込みがないときは、保険契約は無効となり、支払事由が発生しても保険金を支払いません。

5. 保険契約の更新における留意点

- 当社は、保険満期日の2か月前までに、契約者に対して保険の満期と更新の案内をお送りいたします。
- 契約者より、保険満期日の前日までに保険契約を更新しない旨の申し出がない場合、保険契約は更新されます。なお、当社の判断によって更新契約の引受を行わないことがあります。
- 被保険者の年齢が、当社が定める契約可能な年齢の範囲外のときは、更新できません。

II. 保障の内容等

1. 保険金の種類、保険金をお支払いする場合（支払事由）・保険金受取人・支払額ならびに支払日は下表のとおりです。

保険金種類	保険金を支払う場合（支払事由）	保険金受取人	支払額	支払日
死亡保険金	被保険者が、保険期間中に死亡したとき（生死が不明の場合でも、法律上死亡と認められた場合を含みます。） ^(※1)	死亡保険金受取人	保険証券等に記載の保険金額（ご選択いただいたプランの金額） ^(※2)	保険金請求書類が当社に到着後、原則として5営業日以内にお支払いします。（書類に不備がない場合）

(※1) 『限定告知型』のときで「初年度契約の保険始期日からその日を含めて90日以内に疾病による死亡」をした場合、当社は保険金を支払いません。この場合、すでに払い込まれた保険料は返還します。

(※2) 「保険金直接支払特則」に基づき、保険金の一部を当社の提携事業者に直接支払った場合、保険金額からその提携事業者に支払った金額を差し引いた差額を死亡保険金受取人にお支払いします。

2. 保険金直接支払特則について

この特則は、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が希望する葬儀等の履行および利便性の向上を目的として、保険金受取人の指図により、当社から提携事業者である葬祭、埋葬等に関わる事業者あてに保険金を直接支払うものです。

3. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

- 契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 被保険者の精神障害、アルコール依存または薬物依存およびこれらを原因とする事故
- 被保険者の泥酔状態または麻薬、大麻、覚せい剤、シンナー他違法薬物（脱法薬物を含みます。）使用中の事故
- 被保険者の法令に定める無免許運転、酒気帯び運転またはこれらに相当する運転をしている間に生じた事故
- 地震、噴火または津波
- 戦争、その他の変乱
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故
- (6) から (8) の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

4. 解約と解約返還保険料

将来に向かって保険契約を解約することができます。この場合、一時払（年払）契約のときは、月割計算（端日数は「切り捨て」）により未経過期間の保険料を返還します（月払契約の場合、解約にかかる保険料の返還はありません）。

この「注意喚起情報」は、ご契約にあたって特にご注意いただきたい事項（お客様が不利益となる場合など）についてわかりやすく記載したものです。

1. クーリングオフ（申込の撤回）について

この保険商品は保険期間が1年のため、クーリングオフ（申込の撤回）の対象ではありません。

2. 契約締結時における注意事項（告知義務）および告知義務違反による解除

契約者（被保険者）は、申込時に、保険金の支払事由の発生に関する重要な事項につき、事実を正確に申し出ていただく義務（告知義務）があります。

告知いただいた内容が事実と異なる場合には、当社は「告知義務違反」として、保険契約を解除する場合があります。（また、この場合、支払事由が生じていたとしても保険金をお支払いしないことがあります。）

3. 保障開始日

「契約概要」の『1. 商品の仕組み（概要）等 3. 保障が開始される日（保険始期日）』をご確認ください。

4. 保険金を支払わない主な場合（主な免責事由）

「契約概要」の『II. 保障の内容等 3. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）』をご確認ください。

なお、『限定告知型』については、「初年度契約の保険始期日からその日を含めて90日以内の疾病による死亡」は保障対象外となります。

5. 保険料の払込期日・猶予期間、契約の失効等

「契約概要」の『1. 商品の仕組み（概要）等 4. 保険料および払込方法＜回数・経路＞ならびに払込ができなかった場合の取扱い等（3）』をご確認ください。

6. 保険料・保険金額の変更

(1) 保険期間中

収支状況が著しく悪化した場合、当社の定めるところにより保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、保険金支払事由が集中して発生し、保険金の支払いに支障が生じた場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

(2) 保険契約の更新時

当社は事後検証の結果、この保険の保険料計算の基礎率と実際が乖離したときは、更新契約の保険料または保険金額の見直しを行うことがあります。また、更新時に、当社がこの保険の締結を取扱っていないとき、またはこの保険が不採算であったときは、この保険契約は更新されません。この場合、保険満期日の2か月前までに契約者に通知します。

7. 経営破たん時の取扱い

当社は、少額短期保険会社であるために保険契約者保護機構へは加入しておりません。当社が経営破たんした場合であっても、この保険は同機構が行う資金援助等の措置の適用はなく、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する同機構の補償対象契約には該当しません。

8. 少額短期保険業者について

少額短期保険業者の業務内容については、契約者等の保護の観点から、保険業法に基づく各種の規制があります。

(1) 人の死亡に関し、一定額の保険金を支払う保険（死亡保険）の保険期間は1年以内までと定められています。

（なお、この保険の保険期間は1年です。）

(2) 死亡保険の場合、当社が1被保険者についてお引き受けできる保険金額は300万円までが上限とされています。

（1被保険者について当社がお引き受けするすべての保険（医療保険・損害保険等を含む）の保険金額は1,000万円が限度となります。）

(3) 1契約者についてお引き受けできるすべての被保険者の死亡保険の保険金額の総額は、原則として3億円が限度となります。

9. 契約者配当金・控除証明について

この保険には契約者配当金はありません。また、少額短期保険業者の保険商品の保険料は所得控除の対象外です。

10. 指定紛争解決機関について

当社は、お客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する（指定紛争解決機関）「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」 〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8-2F
TEL：0120-82-1144（受付時間：平日9:00～12:00、13:00～17:00）

11. 支払時情報交換制度について

当社は（社）日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、（社）日本少額短期保険協会ホームページ（<http://www.shougakutanki.jp/>）をご参照ください。

当社は、個人情報の重要性に鑑み、また少額短期保険事業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令、金融庁が定める「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」等のガイドラインを厳守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について必要かつ適切な措置を講じます。

1. 個人情報の取扱い

当社における個人情報の取扱いは個人情報保護方針に基づいて行います。

2. 個人情報とは

「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をさします。個人にはお客様、取引先従業員、株主を含みます。

3. 個人情報保護管理者

個人情報は、個人情報保護管理者が責任をもって管理するものとします。

【個人情報相談窓口】 アイアル少額短期保険株式会社 経営企画室 室長
〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町 1-3 2F
TEL : 0120-550-378 E-mail : info@air-ins.co.jp

4. 個人情報の利用目的

- (1) 各種保険契約の引受、継続・維持管理
- (2) 保険金・給付金の支払い
- (3) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供
- (4) 個人情報の利用目的に必要な範囲内での業務委託先に対する提供
- (5) 再保険契約の締結及び再保険契約に基づく通知・再保険金の回収
- (6) その他当社業務に関連・付随する業務

5. 個人情報の利用・提供について

個人情報は、前述の目的以外には利用・提供しません。前述の目的以外でみなさまの個人情報を利用・提供する場合には、必ず事前にご本人に通知し、同意をいただいた上で行います。ただし、裁判所、検察庁、警察等の法的機関から開示・提供された場合に限り、これに応じる場合があります。

6. 個人情報を提供しなかった場合に生じる結果について

個人情報の記入は任意ですが、各サービスの実施において、それぞれ必要となる情報をいただかない場合は各々のサービスを受けられないことがあります。

7. 個人情報の委託について

当社は、利用目的の達成および業務を円滑に進めるために、外部業者に個人情報の一部又は全部の処理を委託することがあります（この場合、安全管理対策の充実した委託先を選定し、かつ安全管理対策を契約において義務付けます）。

8. グループ会社との共同利用

前記4.に記載した利用目的およびグループの経営管理のために、親会社である住友生命保険相互会社と当社との間で、以下のとおり個人データを共同利用します。

個人データの項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および事故状況、保険金支払状況など

9. 個人情報の開示等について

当社は、当社の開示対象個人情報に関し、以下の要請があった場合は本人の確認を行った上で、速やかに対応します。また当社の個人情報の取り扱いに関する質問、相談にも対応します。ただし、データの削除については、法的な保管義務に抵触する場合にはご希望に添えない場合があります。

- ①利用目的の通知 ②開示 ③訂正、追加又は削除 ④利用の停止、消去又は第三者への提供

10. 個人情報に関する苦情およびお問合せ対応

当社の個人情報に関する苦情およびお問合せは、個人情報相談窓口にて承ります。お問合せの内容により必要な書類提出や質問へのご回答をお願いすることがあります。

ひとの保険・普通保険約款

<基本条項>

第1条（用語の定義）

この保険契約における用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
契約者	当社と保険契約を締結し、契約上のさまざまな権利と義務（保険料支払義務等）を持つ人のことをいいます。
被保険者	保険契約によって保障される人のことをいいます。
保険金受取人	保険金を受け取る人のことをいいます。
主契約	普通保険約款の基本条項および保障条項により構成された、保険契約の基本となる契約内容をいいます。
特約	保障内容を更に充実させることなどを目的として、主契約に付帯する契約内容をいいます。
プラン	保障内容や保険金額等があらかじめ定められた契約内容をいいます。
初年度契約	当社と契約者との間で初めて締結したこの保険契約をいいます。
保険証券等	保険証券または保険契約更新証をいい、マイページに表示された契約内容を含みます。
保険証券	保障内容や保険期間、保険料等の契約内容を記載した書面等をいいます。
保険契約更新証	当社が保険契約の更新時に発行する、保険契約の更新を証明する書面等をいいます。
マイページ	この保険契約の契約内容の閲覧等ができる、契約者専用のスマホアプリ(スマートフォンアプリケーション)等をいいます。
電子決済サービス	現金の直接的な収受を行わず、電子的なデータの送受信によって決済を行う方法をいいます。
保険金	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）に該当したときに、当社から支払う金銭のことをいいます。
保険期間	保険契約が有効な期間をいいます。
契約応当日	保険期間中に迎える、毎月の保険始期日に対応する日をいいます。
解除	保険契約を当社が強制的に終了させることをいいます。
解約	保険契約を契約者の通知によって終了させることをいいます。
失効	保険契約の効力が失われ、契約が終了することをいいます。
無効	保険契約が申し込み時点にさかのぼって成立しないことをいいます。
未払込保険料	払込期日に払い込まなかった保険料のことをいいます。

第2条（保険期間および申込の承諾）

1. 保険期間は、保険証券等に記載の保険始期日の0時に始まり、保険満期日の24時に終わります。
2. 当社が、この保険契約の申込を承諾した場合は、次のいずれかの方法により契約者に通知します。
 - (1) 保険証券の発送または送信
 - (2) 契約内容をマイページに表示（保険証券は発行しません。）

第3条（保険金の支払）

1. 当社は、この普通保険約款の基本条項と保障条項（以下「主契約」といいます。）および付帯する特約の規定に従い、保険金を支払います。
2. 被保険者は、同一の保障条項が適用される保険契約に複数加入することはできません。複数加入していた場合は、1保険契約のみを有効とし、その他の保険契約は無効とします。この場合、無効とした保険契約のすでに払い込まれた保険料は返還します。

第4条（保険金を支払わない場合）

次のいずれかによって支払事由に該当したときは、保険金を支払いません。

- (1) 契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (3) 被保険者の精神障害、アルコール依存または薬物依存およびこれらを原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔状態または麻薬、大麻、覚せい剤、シンナー他違法薬物（脱法薬物を含みます。）使用中の事故
- (5) 被保険者の法令に定める無免許運転、酒気帯び運転またはこれらに相当する運転をしている間に生じた事故
- (6) 地震、噴火または津波
- (7) 戦争、その他の変乱
- (8) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故
- (9) (6) から (8) の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第5条（保険料の払込方法、領収日および領収証不発行）

1. 保険料の払込方法（回数・経路）および当社が保険料を領収したとみなす日（以下「領収日」といいます。）は、下表のとおりとします。

払込方法（回数）	払込方法（経路）	領収日
一時払 または 月払	口座振替	契約者の指定する口座より振り替えられた日
	クレカ払	当社が契約者のクレジットカードで決済できることを確認できた日（オーソリゼーション取得日）
	振込払	当社の指定する口座に着金した日
	代理店集金	当社の指定する保険代理店が集金した日
	当社が定める電子決済サービス	契約者が当該決済サービスの利用規約等に従った決済を行い、それを電子決済サービス提供会社が認証および承認した日

2. 利用可能な払込方法の（回数）と（経路）の組み合わせは、当社の定めるところによります。

3. 当社は、この保険契約において、保険料の領収証は発行しません。

第6条（保険料の払込期日と保険契約の無効または失効）

1. 保険料を払い込まなければならない期限（以下「払込期日」といいます。）は、下表のとおりとします。

払込方法（回数）	保険料（回目）	払込期日
一時払	一時払保険料	保険始期日の属する月の末日
月払	初回保険料	
	第2回以後保険料	契約応当日の属する月の末日

2. 一時払保険料または月払の初回保険料が、前項に定める払込期日までに払い込まれないときは、保険契約は無効となり、支払事由が発生しても保険金を支払いません。

3. 月払の第2回以後保険料が、第1項に定める払込期日までに払い込まれないときは、保険契約は払込期日の翌日に失効します。

第7条（保険料の払込猶予期間と保険契約の無効または失効）

1. 前条の規定にかかわらず、払込方法（経路）が口座振替、クレカ払または当社が定める電子決済サービスの場合は、前条第1項に定めた払込期日の翌月末日まで保険料の払込猶予期間があります。

2. 払込猶予期間内に未払込保険料の払い込みがないときは、下表のとおり保険契約は無効または失効となります。

払込方法（回数）	未払込保険料（回目）	保険契約の無効または失効
一時払	一時払保険料	保険契約は無効となり、支払事由が発生しても保険金を支払いません。
月払	初回保険料	
	第2回以後保険料	保険契約は払込猶予期間満了日の翌日に失効し、復活することはできません。

3. 払込猶予期間中に支払事由が発生した場合は、当社は、すでに到来している未払込保険料の払い込みを確認してから保険金を支払います。なお、被保険者または保険金受取人の同意を得られた場合は、保険金と未払込保険料を相殺して支払うことがあります。

第8条（保険契約の更新）

1. この保険契約の保険期間が1年の場合は、当社は、保険満期日の2か月前までに、契約者に保険契約の満期と更新の案内をします。契約者から保険満期日の前日までに保険契約を更新しない旨の申し出がない場合は、保険満期日の翌日（以下「契約更新日」といいます。）に保険契約は更新されたものとし、契約者あてに保険契約更新証の発行またはマイページへの表示にて通知します。

2. 更新後の保険契約（以下「更新契約」といいます。）は次のとおりとします。

(1) 保険期間は、契約更新日から1年とし、保障内容は更新前の保険契約と同一とします。

(2) 保険料の払込方法（回数・経路）は、更新前の保険契約から継続されているものとみなします。

3. 契約更新日における被保険者の年齢が、当社が定める契約可能な年齢の範囲外のときは、更新できません。

4. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、更新契約の引受けを行わないことがあります。この場合、保険満期日の2か月前までに契約者に通知します。

(1) 保険金の請求手続に際し、契約者、被保険者または保険金受取人が必要な調査に協力しなかった場合

(2) 保険金の請求に際し、支払事由の内容に偶然性または信憑性に欠けることがあったと当社が判断した場合

(3) この保険の保険料計算の基礎率とこの保険契約の実績が大幅に乖離したとき

(4) 第13条第1項に定める重大事由による解除に準じる事由があった場合

(5) その他この保険契約を更新することが期待しえない(1)から(4)までに掲げる事由と同等の事由がある場合

5. 前項までの規定にかかわらず、当社は事後検証の結果、この保険の保険料計算の基礎率と実績が乖離したときは、更新契約の保険料または保険金額の見直しを行なうことがあります。また、更新時に、当社がこの保険の締結を取扱っていないとき、またはこの保険が不採算であったときは、この保険契約は更新されません。この場合、当社は、保険満期日の2か月前までに契約者に通知します。

6. この保険の保障内容や保険料等が改定された場合は、当社は、改定した日以降に保険期間が開始する更新契約より改定した内容を適用します。

(注) 保障内容や保険料等とは、主契約、特約および保険契約引受に関する制度または保険料率等をいいます。

第9条 (告知義務)

保険契約締結の際、契約者または被保険者は、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、当社が告知を求める事項（以下「告知事項」といいます。）について、事実を正確に告げなければなりません。

第10条 (告知義務違反による解除)

1. 契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げたときは、当社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 当社は、支払事由が発生した後も、保険契約を解除することができます。この場合、保険金は支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときはその返還を請求することができます。
3. 前項の規定にかかわらず、支払事由の発生と解除原因とに因果関係のないことを契約者、被保険者または保険金受取人が証明したときは、保険金を支払います。
4. 保険契約の解除は、契約者に対する通知により行います。契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金受取人に通知します。

第11条 (告知義務違反による解除をしない場合)

当社は、次のいずれかに該当する場合には、前条第1項の規定による解除は行いません。

- (1) 当社が、保険契約締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当社の保険契約締結の媒介を行う者が、契約者または被保険者に対して事実を告げることを妨げたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (3) 当社が解除の原因となる事実を知った日から1か月を経過したとき
- (4) 初年度契約の保険始期日から、支払事由の発生がなく5年を経過したとき
(更新時のプラン変更により新たな特約が付帯された場合には、その特約についてはプラン変更後の更新契約の契約更新日から支払事由の発生がなく5年を経過したとき)

第12条 (詐欺による取消および不法取得目的による無効)

1. 当社は、保険契約締結の際、契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があったときは、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は返還しません。
2. 当社は、契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とします。この場合、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

第13条 (重大事由による解除)

1. 当社は、次のいずれかの事由が生じた場合は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - (1) 契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的もしくは第三者に保険金を詐取させる目的で事故を生じさせたとき（未遂を含みます。）
 - (2) 保険金の請求に関し、被保険者または保険金受取人に詐欺行為があったとき（未遂を含みます。）
 - (3) 他の保険契約等との重複加入によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると当社が判断したとき
(注) 他の保険契約等とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 - (4) 契約者、被保険者または保険金受取人が次のいずれかに該当するとき
 - ① 反社会的勢力に該当すると認められるとき
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められるとき
 - ④ 契約者、被保険者または保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき(注) 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 - (5) その他 (1) から (4) までに掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 当社は、支払事由が発生した後も、保険契約を解除することができます。この場合、保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときはその返還を請求することができます。
3. 保険契約の解除は、契約者に対する通知により行います。契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金受取人に通知します。

第14条 (契約者および被保険者の変更)

1. 契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
2. 契約者が前項の変更を請求するときは、当社所定の手続きが必要となります。
3. 契約者が死亡した場合は、その死亡した契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約上の権利と義務が移転するものとします。
4. 保険期間中に、被保険者を変更することはできません。

第15条（契約者、被保険者または保険金受取人の登録情報の変更）

1. 契約者は、契約者、被保険者または保険金受取人が次の登録情報を変更した場合は、すみやかに当社に通知してください。
 - (1) 氏名
 - (2) 連絡先（電話番号・メールアドレス）
 - (3) 住所または郵便番号
2. 契約者が前項の通知をしなかった場合は、当社が知った最終の登録情報に送った通知は、契約者、被保険者または保険金受取人に到達したものとみなします。

第16条（プラン変更）

1. 保険期間中のプラン変更はできません。
2. この保険契約の保険期間が1年の場合、次のとおり保険契約の更新時のみプラン変更を行うことができます。ただし、保障内容を拡大するプラン変更は、新たに告知が必要となることがあります。
 - (1) 当社は、契約者が保険満期日の15日前までに当社所定の方法によるプラン変更の手続きを行い、それを当社が承諾した場合は、更新契約より新たなプランに変更します。
 - (2) (1)の変更を行ったときは、契約者あてに新たなプラン内容を記載した保険契約更新証の発行またはマイページへの表示にて通知します。

第17条（保険料の払込方法（回数・経路）の変更）

1. 保険期間中に、保険料の払込方法（回数）を変更することはできません。
2. 契約者は、当社の承諾を得て、保険期間中に保険料の払込方法（経路）を変更することができます。

第18条（保険契約の解約）

契約者は、いつでもこの保険契約を解約することができます。なお、解約日は当社が通知を受けた日以後とします。

第19条（被保険者の死亡による保険契約の消滅）

被保険者が死亡した場合は、被保険者が死亡した日の翌日に、保険契約は消滅します。

第20条（保険契約の解除、解約、消滅による保険料の返還または請求）

保険契約の解除（第10条・第13条）、解約（第18条）、消滅（第19条）により保険契約が終了したときの保険料の返還または請求は次のとおりとします。

- (1) 一時払の場合は、月割計算（端日数は切り捨て）により未経過期間の保険料を返還します。
- (2) 月払の場合は、保険契約が終了した日以後に到来する直近の契約応当日以降の期間に相当する保険料が払い込まれたときは、その保険料を返還します。ただし、当社が第7条の規定によって生じる未払込保険料を請求したときは、契約者はその保険料を払い込まなければなりません。

第21条（年齢の計算および年齢または性別誤りの処理）

1. 被保険者の年齢は、保険始期日または契約更新日における満年齢により計算します。
2. 被保険者の年齢に誤りがあった場合は、次の方法により取り扱います。
 - (1) 実際の年齢が、当社が定める契約可能な年齢の範囲内であった場合は、実際の年齢に基づいた保険料に変更し、過去の保険料の差額を精算します。
 - (2) 実際の年齢が、当社が定める契約可能な年齢の範囲外であった場合は、当社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料は返還します。
3. 被保険者の性別に誤りのあった場合は、実際の性別に基づいた保険料に変更し、過去の保険料の差額を精算します。

第22条（保険金の請求手続）

1. 支払事由が発生したときは、被保険者または保険金受取人はすみやかに保険金の請求をしてください。
2. 保険金を請求する際は、下表に定める必要書類のうち当社が求める書類を提出しなければなりません。

必要書類
<ul style="list-style-type: none">○当社所定の保険金請求書○支払事由発生の有無等を確認する書類<ul style="list-style-type: none">・被保険者以外の医師の診断書等・医師等の死亡診断書または死体検案書・公の機関（やむを得ない場合には第三者）の証明書○当社が被保険者の症状や治療内容等について医師等に照会し説明を求めることについての同意書○保険金受取人の戸籍謄本および印鑑証明書○その他当社が求める書類

3. 保険金受取人である被保険者が死亡した場合の保険金の請求については、被保険者の法定相続人のうち次に定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。
 - (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) (1)に該当する者がいない場合は、法定相続人の協議により定められた者

第23条（保険金の支払時期）

1. 当社は、保険金の請求を受けた日（請求内容に不備があるときは不備を解消した日）の翌日から起算して30日以内に、**別表1**に掲げる必要な確認を終え、保険金を支払います。
2. 前項の確認をするために**別表2**に掲げる特別な照会や調査が不可欠な場合は、前項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は当社が請求を受けた日から同表に掲げる日数とします。この場合、当社は、照会や調査が必要な事項および保険金を支払うべき期限を契約者、被保険者または保険金受取人に通知します。
3. 前2項の確認や調査に際し、契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合は、これにより確認が遅延した期間については、前2項の期間に算入しないものとします。
4. 第1項および第2項に定める期日を超えて保険金を支払う場合、当社は、その期日の翌日から当社所定の利率で計算した遅延利息を支払います。ただし、前項の規定による遅延をした期間については算入しません。

別表1 保険金を支払うための確認事項

①	支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める支払事由および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める保険金が支払われない事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、身体の障害の程度、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、失効、無効、消滅または取消の事由に該当する事実の有無

別表2 特別な照会や調査および保険金を支払うべき期限

①	災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における 別表1 の事項の確認のための調査	60日
②	別表1 の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③	別表1 の事項を確認するための、調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）その他法令に基づく照会を含みます。）	180日

第24条（保険金の代理請求）

1. 被保険者が保険金を請求できない特別な事情があり、当社がその事情を認めた場合は、保険金請求時に次に該当する者（以下「代理請求人」といいます。）が被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者と同居もしくは生計を一にしている被保険者の親族のうちの1人
2. 代理請求人が保険金を請求する場合は、特別な事情を示す書類を提示してください。
3. 当社が特に認めた場合は、代理請求人に保険金を支払うことがあります。ただし、当社が代理請求人に保険金を支払った場合は、同一の支払事由による保険金の請求を受けても保険金は支払いません。
4. 第1項に該当する者であっても、故意または重大な過失によって支払事由を発生させた者または故意に被保険者が保険金を請求できない状態にさせた者は、代理請求人となることはできません。

第25条（保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額、保険金の削減払）

1. この保険の収支状況が著しく悪化した場合、当社の定める必要な手続きを経て、保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。
2. 前項のほか、支払事由が集中して発生し、その結果として保険金の支払に支障が生じた場合には、当社の定める必要な手続きを経て、保険金を削減して支払うことがあります。
3. 前2項に該当する場合は、当社は、契約者にすみやかに通知します。

第26条（時効）

保険金、返還保険料その他の支払を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間これを行行使しないときは、時効により消滅します。

第27条（管轄裁判所および準拠法）

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または被保険者の住所地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。
2. 主契約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

<保障条項（葬儀費用）>

【保険証券等に「葬儀費用保障条項」と表示がある場合】

第1条（保険金を支払う場合および支払う保険金の額ならびに保険金の支払時期）

1. 本保障条項の保険金を支払う場合および支払う保険金の額は下表のとおりとし、保険金は、死亡保険金受取人に支払います。なお、契約者は、被保険者の同意を得たうえで、死亡保険金受取人を1人の者に指定してください。

保険金の種類	保険金を支払う場合（支払事由）	支払う保険金の額
死亡保険金	被保険者が、保険期間中に死亡したとき	保険証券等に記載の保険金額

2. 被保険者の生死が不明の場合でも、法律上死亡と認められた場合は、保険金を支払います。
3. 本保障条項における保険金の支払時期は、基本条項第23条（保険金の支払時期）第1項を次のとおり読み替えて適用します。

当社は、保険金の請求を受けた日（請求内容に不備があるときは不備を解消した日）の翌日から起算して5営業日以内に保険金を支払います。ただし、保険金を支払うために事実の確認が必要な別表1の場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までの間に当社に提出された書類のみでは確認ができないときは、死亡保険金受取人に通知のうえ、それぞれ別表1に定める事項の確認（当社が指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合、前記にかかわらず、保険金を支払うべき期日は、その請求に必要な書類を当社が受けた日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

第2条（死亡保険金受取人の変更）

1. 契約者は、支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、当社に対する通知により、死亡保険金受取人（1人）を変更することができます。
2. 前項の通知が当社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から保険金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。

第3条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

1. 前条のほか、契約者は、支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、被保険者の同意を得たうえで、死亡保険金受取人（1人）を変更することができます。
2. 前項による死亡保険金受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が当社に通知しなければ、当社に対抗することができません。

第4条（死亡保険金受取人死亡時の代表者）

死亡保険金受取人が、支払事由が発生するまでに死亡した場合で、死亡保険金受取人の法定相続人が2人以上のときは、代表者を1人定めてください。この場合、その代表者は、他の法定相続人を代理するものとします。

第5条（保険金直接支払特則）

1. 本特則は、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が希望する葬儀等の履行および利便性の向上を目的として、当社から提携事業者に保険金を直接支払うものです。
（注）提携事業者とは、営業地域や施行実績等を考慮のうえ当社が指定した葬儀、埋葬等に関わる事業者をいいます。
2. 当社は、保険金請求書に、死亡保険金受取人から提携事業者への支払指図があった場合に限り、前項の直接支払を行います。
（1）葬儀等の費用に対して保険金の額が不足した場合は、死亡保険金受取人は、提携事業者に不足額を直接支払わなければなりません。
（2）葬儀等の費用に対して保険金の額に余剰が生じた場合は、当社は、余剰金を死亡保険金受取人に支払います。
3. 提携事業者による葬儀等の提供が困難になった場合は、当社は、死亡保険金受取人と協議のうえ、他の提携事業者を支払うことがあります。

第6条（準用規定）

本保障条項に定めがない規定は、基本条項の規定を準用します。

<保障条項（葬儀費用・限定告知型）>

【保険証券等に「葬儀費用保障条項（限定告知型）」と表示がある場合】

第1条（保険金を支払う場合および支払う保険金の額ならびに保険金の支払時期）

1. 本保障条項の保険金を支払う場合および支払う保険金の額は下表のとおりとし、保険金は、死亡保険金受取人に支払います。なお、契約者は、被保険者の同意を得たうえで、死亡保険金受取人を1人の者に指定してください。

保険金の種類	保険金を支払う場合（支払事由）	支払う保険金の額
死亡保険金	被保険者が、保険期間中に死亡したとき	保険証券等に記載の保険金額

2. 被保険者の生死が不明の場合でも、法律上死亡と認められた場合は、保険金を支払います。
3. 前2項の規定にかかわらず、被保険者が、初年度契約の保険始期日からその日を含めて90日以内に疾病による死亡をした場合は、当社は保険金を支払いません。この場合、すでに払い込まれた保険料は返還します。
(注) 疾病による死亡とは、**別表3**に定める不慮の事故による傷害を原因とした死亡を除く死亡をいいます。
4. 本保障条項における保険金の支払時期は、基本条項第23条（保険金の支払時期）第1項を次のとおり読み替えて適用します。

当社は、保険金の請求を受けた日（請求内容に不備があるときは不備を解消した日）の翌日から起算して5営業日以内に保険金を支払います。ただし、保険金を支払うために事実の確認が必要な**別表1**の場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までの間に当社に提出された書類のみでは確認ができないときは、死亡保険金受取人に通知のうえ、それぞれ**別表1**に定める事項の確認（当社が指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合、前記にかかわらず、保険金を支払うべき期日は、その請求に必要な書類を当社が受けた日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

第2条（死亡保険金受取人の変更）

1. 契約者は、支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、当社に対する通知により、死亡保険金受取人（1人）を変更することができます。
2. 前項の通知が当社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から保険金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。

第3条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

1. 前条のほか、契約者は、支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、被保険者の同意を得たうえで、死亡保険金受取人（1人）を変更することができます。
2. 前項による死亡保険金受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が当社に通知しなければ、当社に対抗することができません。

第4条（死亡保険金受取人死亡時の代表者）

死亡保険金受取人が、支払事由が発生するまでに死亡した場合で、死亡保険金受取人の法定相続人が2人以上のときは、代表者を1人定めしてください。この場合、その代表者は、他の法定相続人を代理するものとします。

第5条（保険金直接支払特則）

1. 本特則は、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が希望する葬儀等の履行および利便性の向上を目的として、当社から提携事業者に保険金を直接支払うものです。
(注) 提携事業者とは、営業地域や施行実績等を考慮のうえ当社が指定した葬儀、埋葬等に関わる事業者をいいます。
2. 当社は、保険金請求書に、死亡保険金受取人から提携事業者への支払指図があった場合に限り、前項の直接支払を行います。
(1) 葬儀等の費用に対して保険金の額が不足した場合は、死亡保険金受取人は、提携事業者に不足額を直接支払わなければなりません。
(2) 葬儀等の費用に対して保険金の額に余剰が生じた場合は、当社は、余剰金を死亡保険金受取人に支払います。
3. 提携事業者による葬儀等の提供が困難になった場合は、当社は、死亡保険金受取人と協議のうえ、他の提携事業者に支払うことがあります。

第6条（準用規定）

本保障条項に定めがない規定は、基本条項の規定を準用します。

別表3 不慮の事故

不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎